

京都市告示第 18 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 4 月 5 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	延 長	敷地の幅員
久世131号線	南区久世殿城町207番地の7地先から 同町207番地の4地先まで	メートル 90.50	6.00 ～メートル 12.00
久世133号線	南区久世殿城町50番地の12地先から 同町50番地の21地先まで	97.50	6.00 ～ 12.04
嵯峨経257号線	右京区嵯峨大覚寺門前六道町28番地の23地先から 同町28番地の22地先まで	19.60	6.21 ～ 9.30
嵯峨緯314号線	右京区嵯峨大覚寺門前六道町35番地の17地先から 同町37番地の1地先まで	55.80	6.38 ～ 13.00
嵯峨緯315号線	右京区嵯峨大覚寺門前六道町28番地の3地先から 同町28番地の13地先まで	73.70	6.00 ～ 9.10
嵯峨緯316号線	右京区嵯峨大覚寺門前六道町37番地の10地先から 同町39番地地先まで	52.20	6.00 ～ 11.40

大枝経132号線	西京区大枝塚原町5番地の269地先から 同町5番地の311地先まで	62.30	6.00 ~ 11.97
大枝緯141号線	西京区大枝塚原町5番地の203地先から 同町5番地の132地先まで	143.30	6.00 ~ 9.22
醍醐緯211号線	伏見区醍醐上端山町32番地の6地先から 同町41番地の12地先まで	175.00	6.00 ~ 10.80
醍醐緯212号線	伏見区醍醐上端山町39番地の2地先から 同町39番地の11地先まで	246.60	6.00 ~ 13.00

(建設局道路部道路明示課)